

業 者 各 位

日本貸金業協会

**(重 要)**

**新規・更新の登録申請書、  
役員等の変更届出書の添付書類(住民票抄本)について**

**－ マイ ナ ン バ ー 関 連 －**

登録申請や役員、重要使用人、貸金業務取扱主任者の変更届を行う場合、住民票抄本の添付が義務付けられています（登録申請書については貸金業法施行規則第4条第3項第1号、変更届出書の場合は、同施行規則第8条第2号から第5号）。

平成27年10月より、住民票抄本の交付申請をした場合、交付申請者が希望すれば個人番号（以下、「マイナンバー」という。）が記載された住民票抄本が交付されますが、貸金業者の登録申請書や役員・重要使用人、貸金業務取扱主任者の変更届出書に添付する場合は、**必ずマイナンバーの記載のない住民票抄本の交付を受けて**ください。

また、登録申請や変更届の際に、各業者において、提出しようとする住民票抄本にマイナンバーの記載があることに気がついた場合、申請や届出を行う前に、必ず交付を受けた本人（役員等）にマイナンバーの部分を復元できない程度にマスキングをしてもらった上で登録申請書や変更届出書に添付するようにしてください。

万一、支部にマイナンバーがマスキングされていない住民票抄本を添付した申請書や変更届出書を持ってこられた場合、**書類の受付ができません**。

その場合、一旦書類一式を持ち帰りいただき、当該住民票抄本の交付を受けた本人(役員等)にマイナンバーをマスキングしてもらい、改めて申請書等を提出していただくことになります。

交付を受けた本人以外が支部等の窓口でマスキングすることは認められませんので十分ご注意ください。

**【問合せ先】**

最寄りの支部

または

協会本部 業務企画部 会員加入促進登録課

電話 03-5739-3012